

江戸川区青少年育成及び地域スポーツ振興者表彰要綱

平成6年11月1日施行

〔注〕平成23年6月から改正経過を注記した。

改正

平成20年4月1日施行

平成23年6月13日要綱第72号

平成24年4月1日要綱第16号

江戸川区青少年育成及び地域スポーツ振興者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青少年の育成並びに地域スポーツ活動の指導、普及及び環境整備に寄与している者を表彰することにより、日頃の功労を称え、もって青少年の健全育成活動及び地域スポーツの振興を図ることを目的とする。

(被表彰者)

第2条 表彰の対象者（以下「被表彰者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 青少年の育成に貢献している者で次のいずれかに該当するもの

ア 江戸川区青少年育成地区委員として、4年以上活動している者

イ 子ども会育成者又は子ども会年少指導者の育成に携わる地域指導者として、4年以上活動している者

(2) 地域スポーツの振興に貢献している者で次のいずれかに該当するもの

ア 地域スポーツグループを指導及び育成し、スポーツ活動の健全な普及発展にボランティアとして、4年以上活動している者

イ 自己の資力又は住居等の一部を提供して、地域スポーツ活動の振興に大きく貢献している者

(3) その他第7条に規定する選考委員会が特に必要と認めた者

(欠格事項)

第3条 被表彰者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

(1) 既にこの要綱による表彰を受けた者

(2) 既に青少年の育成又はスポーツの振興に関する功績により国、都又は区から表彰を受けた者

- (3) 現に江戸川区青少年委員又は江戸川区スポーツ推進委員の任にある者
- (4) 職業として、又は職業に関連して、青少年の健全育成活動並びにスポーツ及びレクリエーション活動をしている者
- (5) その他表彰の趣旨に反すると認められる者
(表彰方法)

第4条 被表彰者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、年1回行うものとする。

(推薦者)

第6条 青少年の育成関係の表彰は、次の各号に掲げる者の推薦による。

- (1) 江戸川区青少年育成地区委員長
- (2) 江戸川区子ども会連合会支部長

2 スポーツの振興関係の表彰は、次の各号に掲げる者の推薦による。

- (1) 区内の町会（自治会）長
- (2) 江戸川区青少年育成地区委員長

3 区長は、特に必要と認める者を推薦することができる。

4 被表彰候補者（以下「候補者」という。）を推薦しようとするときは、推薦書により区長へ提出する。

(選考委員会)

第7条 被表彰者の選考に関し、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。
- 3 選考委員会は、推薦された候補者について審査し、その結果を区長に報告する。
- 4 選考委員会の構成は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 副区長
- (2) 文化共育部長
- (3) 江戸川区青少年育成地区委員長会代表 1名
- (4) 江戸川区子ども会連合会代表 1名
- (5) 江戸川区青少年委員会代表 1名
- (6) 江戸川区スポーツ推進委員会代表 1名

(被表彰者の決定及び通知)

第8条 区長は、前条第3項の規定により報告された候補者の中から被表彰者を決定する。

2 区長は、決定した被表彰者に対しては表彰決定通知を、推薦者に表彰可否決定通知を送付する。

(様式)

第9条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成6年11月1日から施行する。

2 この要綱の設置にともない江戸川区青少年育成活動推薦者表彰要綱、江戸川区地域スポーツ振興者表彰要綱は廃止する。

付 則 (平成23年6月13日要綱第72号)

この要綱は、平成23年6月13日から施行し、同年5月25日から適用する。

付 則 (平成24年4月1日要綱第16号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。